

令和7年度

帯広市住まいの改修助成金

空家を含めた住宅の長寿命化やユニバーサルデザイン化、省エネルギー化への改修により住宅性能の向上を促進し、快適な住環境の充実を図ります。

1 助成の内容

10万円（消費税除く）以上の改修工事に対して、5万円を助成します。

2 募集件数、募集期間

募集件数 (a) 長寿命化 : 150件
(b) UD化 : 10件
(c) 省エネ化 : 220件

最新の申請状況はこちらで確認できます。
市ホームページID 1003062



令和7年4月1日（火）～ 令和8年1月30日（金）

※ 先着順で申請を受け付け、予算枠に達した時点で締め切ります。

※ 予算の状況により内容が変更となる場合があります。

3 申請方法

工事着手・支払い前に、建築開発課に必要書類をご提出ください。

※郵送による提出も可能です。

受付窓口：市役所6階 建築開発課（〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地）

受付時間：8:45～17:30（土・日・祝日は受付を行っていません。）

電話：0155-65-4179

4 対象者・対象住宅

- ① 市内の改修する住宅の所有者
- ② 改修する住宅に居住している、または、改修後に居住する方
- ③ 市税等を滞納していない方（納税状況により対象となる場合があります）
- ④ 所得*の世帯総額が550万円以下（確認できる最新のもの）
- ⑤ 暴力団員でない方
- ⑥ 過去10年以内に住宅リフォーム助成または住まいの改修助成を受けていない方
- ⑦ 昭和56年5月31日以前に建築された住宅（旧耐震基準の住宅）については、建築開発課の窓口で「無料耐震簡易診断」を受ける必要があります。

※ 所得とは、会社員などの場合は、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額となります。

- ・併用住宅（住宅と店舗など）は住宅部分のみ対象です。
- ・住宅の所有者が、単身赴任のため居住していない場合など、状況により申請が可能な場合があります。
- ・住宅を購入した場合は、所有権移転後（引き渡し後）に申請が可能です。

5 施工業者

建設業等を営む方で市内に事務所、営業所等を有する法人、または、市内に住所を有する個人。

※改修工事の全てを他に委託することはできません。

6 対象改修

(a) 耐久性や長寿命化のための工事

- ・塗装工事（施工範囲が一面全て以上のもの）（耐久性、長寿命化）
- ・屋根を不燃材料でふき替える工事（耐久性、長寿命化）
- ・外壁を防火構造とするなど防火性能を高める工事
- ・給排水等設備工事
- ・その他（建物の耐久性や長寿命化のための工事と判断したもの）

(b) ユニバーサルデザイン化（UD化）のための工事

- ・段差解消工事（UD化）
- ・床材を滑りにくい素材に変更する工事（UD化）
- ・畳をフローリングに変更する工事（UD化）
- ・手すり設置工事（UD化）
- ・建具取替工事（UD化）
- ・浴室改修工事（UD化）
- ・キッチン改修工事（UD化）
- ・洗面台改修工事（UD化）
- ・トイレ改修工事（UD化）
- ・埋設型融雪施設の設置（UD化）
- ・インターホン設置工事（カメラ機能付）
- ・その他（UD化のための工事と判断したもの）

(c) 省エネルギー化のための工事

- ・建物全体の断熱改修
（建物全体の外皮平均熱貫流率を $0.46\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下とする）
- ・開口部の省エネ改修
（窓及びドアの断熱性能を高める工事）
- ・躯体の省エネ改修
（外壁全体または一部の断熱性能を高める工事、屋根・天井の全体または一部の断熱性能を高める工事、床全体または一部の断熱性能を高める工事、住宅の1部屋のみの断熱改修、屋根・外壁などの一部の断熱材の交換又は設置）
- ・高断熱浴槽
（JIS A5532：2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。）
- ・節湯水栓
（JIS B2061：2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。）
- ・LED照明
（工事を伴うものであること。）
- ・節水型トイレ
（JIS A5207に規定する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器（使用水量 6.5l 以下））
- ・その他（省エネルギー化のための工事と判断したもの。サンルーム・風除室設置）

7 対象とならない費用 ※見積書で内訳を示すこと

設計費

部分的な修繕工事費（外壁や屋根の一部修繕、UD化の改修を伴わない内装改修（壁紙やフローリングの張替え、壊れた建具の修理）など）

敷地整備費

産業廃棄物運搬処理費

耐震改修工事費

外構工事費（舗装、植栽、庭園、堀、フェンス、車庫、物置など）

アンテナ設置工事費

雨樋、雪止め設置工事費

給湯器設置工事費

家電製品、家具等の購入費（エアコン等も含む）

畳や障子等の設置工事費

ガスコンロ・IHクッキングヒーターの購入費及び設置工事費

ストーブの購入費及び設置工事費

太陽光発電システム設置工事費

合併処理浄化槽設置工事費

他の補助金等を利用して行う改修工事費用

（あんしん住宅改修補助金、木造住宅耐震改修補助金、介護保険住宅改修費支給、空家購入等補助金、子育てグリーン住宅支援事業、先進的窓リノベ事業など）

※上記補助金等を利用して行う改修工事とは別に工事を行うときは補助対象となる場合があります（工事箇所を明確に区別できることが前提です）。

※住まいの改修助成金のうち、（c）省エネ化を利用する場合は他の補助金と併用できます。

増築の工事費

新設の工事費（トイレの新設など）

消費税

8 申請から助成金受取りまで

①申請

・必要書類を提出してください。申請は随時受け付けています。

②助成金交付決定通知

・審査が完了次第、交付（不交付）決定通知書をお送りします。
（「①申請」から「②助成金交付決定通知」まで、2週間ほどかかります。）

③工事着手

・「②助成金交付決定通知」よりも前に工事着手・支払をした場合は補助の対象外です。
・工事金額や内容を変更、または工事の中止をする場合は、届出が必要です。

④工事完了

⑤工事完了実績報告

・工事完了後速やかに提出して下さい。
・提出期限は令和8年2月20日（金）です。（郵送は必着）
※改修した住宅が「旧耐震基準の住宅」である場合は、工事完了実績報告までに「無料耐震簡易診断」を受けてください。

⑥助成金交付額確定通知

⑦助成金請求書

・提出期限は令和8年2月27日（金）です。（郵送は必着）

⑧助成金交付

・ご指定の口座に入金します。

9 申請に必要な書類

- ① 帯広市住まいの改修助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 住民票※
- ③ 住宅の所有者がわかる書類※（登記事項証明書など）
- ④ 所得証明書※（世帯全員分）
- ⑤ 市税等の滞納が無いことを証する書類※
- ⑥ 見積書（対象工事費が確認できるもの、コピーの提出可）
- ⑦ 写真（施工前の状況を撮影したもの、日付入（手書き可））

※（c）省エネ化を利用する場合は、基準を満たすことがわかる書類（カタログのコピーなど）を提出してください。

※②～⑤につて、帯広市在住の方は、①申請書の「13 個人情報取得」に同意すれば提出不要です。ただし、以下の場合には例外です。

・住宅を所有して1年未満の場合

→③の提出が必要。

・前々年の1月2日以降に転入した場合

→④⑤の提出が必要になる場合があるため、ご相談ください。

10 工事完了実績報告に必要な書類

- ① 帯広市住まいの改修助成金交付工事完了実績報告書（様式第6号）
（補助金交付決定通知書と一緒に郵送。）
- ② 写真（施工後の状況を撮影したもの、日付入（手書き可））
- ③ 領収書または請求書のコピー
- ④ アンケート

11 改修工事の金額などを変更する場合に必要な書類

10%以上の工事金額、工事内容または施工業者を変更する場合、変更承認申請が必要です。

- ① 帯広市住まいの改修助成金交付変更承認申請書（様式第3号）
- ② 見積書（コピーの提出可）
- ③ 写真（改修箇所を変更する場合）

変更の承認（不承認）通知書により決定結果を通知します。

12 改修工事を中止する場合

帯広市住まいの改修助成金交付中止届（様式第4号）の提出が必要です。